



29 医第 493 号
平成 29 年 7 月 17 日

公益財団法人愛媛アイバンク
理事長 岡本 茂樹 様

愛媛県知事 中村 時広



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成 29 年 7 月 17 日 から 平成 34 年 7 月 16 日 まで